

行田市告示第 2 2 4 号

行田市建設工事請負一般競争入札（事後審査型）公告

道路整備工事（持田字油免）について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告する。なお、本公告に記載のない事項については行田市建設工事請負一般競争入札（事後審査型）試行要綱の規定によるものとする。

平成 2 2 年 9 月 2 日

行田市長 工 藤 正 司

記

1 入札対象工事

- (1) 工 事 名 道路整備工事（持田字油免）
- (2) 工事場所 行田市大字持田字油免地内
市道第 6 . 3 - 1 9 8、2 1 0 号線
- (3) 工事期間 契約確定の日から平成 2 3 年 2 月 2 8 日まで
- (4) 予定価格 2 5, 1 5 0, 0 0 0 円（税抜）
- (5) 工事概要 設計図書等のとおり
- (6) 入札手続等の方法

本件入札は、行田市公共工事等電子入札運用基準に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行うものとする。

2 入札に参加できる者の形態

単体企業とする。

3 入札参加者の資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 平成 2 1 ・ 2 2 年度行田市建設工事等競争入札参加資格者名簿に土木工事業で登載されている者で、行田市内に主たる営業所（本店）を有する者。

- (2) 土木工事業における平成21・22年度行田市建設工事請負資格審査結果（格付）がA級、B級の者、又は入札日から1年7か月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営事項審査の土木工事業の総合評定値（P）が700点以上の者。
- (3) 土木工事業について、開札日から1年7か月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けている者。
- (4) 施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (5) 行田市契約規則（昭和51年規則第22号）第12条の規定により、行田市の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (6) 本件入札の公告日から落札決定までに、行田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成5年告示第54号）に基づく入札参加停止措置期間中でない者。
- (7) 本件入札の公告日から落札決定までに、行田市建設工事等暴力団排除措置要綱第3条の規定に基づく指名除外措置期間中でない者。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。
- (9) 電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、利用者登録が完了している者。

4 入札参加資格の有無の確認

行田市建設工事請負一般競争入札（事後審査型）試行要綱に基づき、入札執行後に確認する。

5 設計図書等

図面、仕様書、特記仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、電子入札システムのうち入札情報公開システムにより掲載する。

公開日 平成22年9月2日（木）

6 設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問がある場合は、質問書を電子メールにより提出する

こと。

- (1) 受付期間 平成22年9月 3日(金) 午前8時30分から
平成22年9月 9日(木) 午後5時まで
- (2) 回答日時 平成22年9月13日(月) 午後5時までに行田市ホームページ・入札契約情報の一般競争入札広告一覧内で回答を掲載する。
- (3) 提出先 keiyaku@city.gyoda.^{エルジー}lg.jp

7 現場説明会

開催しない。

8 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は次に示す期間内に電子入札システムにより競争参加資格確認申請書に「ダイレクト入札参加申請書.pdf」ファイルを添付し提出すること。

平成22年9月14日(火) 午前8時30分から

平成22年9月16日(木) 午後5時まで

9 入札執行の日時等

入札書の提出期間及び開札日時は、次のとおりとする。日時を変更する場合には、電子入札システムにより案内する。

(1) 入札書提出期間

平成22年9月17日(金) 午前8時30分から

平成22年9月21日(火) 午前11時まで

(2) 開札日時

平成22年9月21日(火) 午前11時10分

10 入札に関する注意事項

(1) 入札執行等

ア 入札に参加する者の数が1者であるときは、入札を執行しない。

イ 施行令第167条の8第3項に規定する再度入札は行わない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5

に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税の課税事業であるか免税事業者であるかを問わず、見積もり契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 添付書類

入札金額見積内訳書を電子入札システムによる入札書提出の際に添付すること。

(4) 入札の辞退

行田市公共工事等電子入札運用基準によるものとする。

(5) 独占禁止法等関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(6) その他

落札候補者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

1.1 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する。

1.2 失格基準価格

設定する。

1.3 入札保証金

免除する。

1.4 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 競争参加資格確認申請書を提出しない者がした入札

(2) 参加資格確認のため、市長が行う指示に従わない当該落札候補者のした入札

(3) 虚偽の競争参加資格確認申請書を提出した者がした入札

(4) その他入札に関する条件に違反した入札

1.5 落札者の決定方法等

(1) 開札後、落札候補者の参加資格を審査するため、落札決定を保留する。

- (2) 落札候補者となり連絡を受けた者は、一般競争入札参加資格等確認申請書（様式第2号）、一般競争入札参加資格等確認資料（様式第4号）を連絡を受けた日から2日以内に持参により提出すること。

1.6 落札者等の公表

- (1) 開札後、落札者決定までの期間は入札状況を電子入札システムの入札情報公開システムで公表する。
- (2) 落札者の公表は、落札決定後、電子入札システムの入札情報公開システムで行う。

1.7 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付について、次のいずれかに該当する者については免除する。
 - ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を提出した者
 - イ 市を債権者とする公共工事履行保証契約を締結し、その保証証券を提出した者
- (3) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から市が指定する請求書の提出を受けることにより還付する。ただし、請負業者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は、還付しない。

1.8 支払条件

- (1) 前金払 有（請負代金額の10分の4以内（10万円未満の端数を切り捨てた金額））
- (2) 部分払 無

1.9 その他

- (1) 行田市競争入札参加者心得を熟知の上、入札に参加すること。
- (2) 提出された一般競争入札参加資格等確認申請書及び一般競争入札参加資格等確認資料は返却しない。
- (3) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明を理

由として、異議を申し立てることはできない。

20 問い合わせ

- (1) 問い合わせ先 行田市総務部契約検査課契約担当
- (2) 電話番号 048-556-1111（内線213・214）